

保険証の早期回収にさらなるご協力をお願いいたします

被保険者・被扶養者が資格を喪失したときは、保険証を資格喪失後5日以内に返却することが健康保険法施行規則第51条により定められています。

保険証の回収状況は、事業主および健康保険ご担当者の皆さまのご協力により徐々に改善していますが、それでも令和4年度においては**3,114**枚の保険証が未回収となっています。

当組合では、資格喪失後の保険証未回収分について、事業主様宛に「回収督促通知」を送付していますが、事業主様からの再三の督促後もなお未回収の方については、当組合より直接「保険証無効および返納督促通知」を送付し、回収に努めているところです。

資格喪失後の保険証の回収については、皆さまのさらなるご協力をお願いいたします。

資格喪失届・被扶養者(異動)届には必ず保険証を添付していただくようお願いいたします。



繁忙期に伴う届書の提出について

例年、4月は新規採用や退職による異動に伴い届書の提出が増加し、5月の連休前後においても各種届書の提出が集中します。通常期には届書の受付から2~3日後に保険証等を発送しているところですが、当該期間の前後は受付から処理までに一定の時間を要することが想定されるため、発送までに通常期より数日多くかかることがあります。

また、届書を提出いただく時期によっては、保険料の告知が翌々月になる場合があります。

なお、電子申請につきましては申請日と当組合受付日にズレが生じる場合もあることから、処理までに日数を要することがありますのでご了承ください。

迅速な対応に努めてまいります。ご理解くださいますようお願い申し上げます。

※届書の事前受付は行っておりません。事実発生日以降に提出してください。

問合せ

組合本部 適用課 TEL 03-3663-1361(代) 城西支部 適用係 TEL 03-3342-8821(代)
城南支部 適用係 TEL 03-5537-2400(代) 城北支部 適用係 TEL 03-3980-1501(代)

組合からのお知らせ

■令和5年度「被扶養者資格の再確認」にご協力いただき、ありがとうございました。

医療費適正化のため、今後も継続して『被扶養者資格の再確認(検認)』を行いますので、ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

■契約健診(医療)機関の契約解除について

1.生活習慣病予防健診「施設健診」(A1・B・D1・D2区分)の契約健診(医療)機関に契約解除がありましたのでご案内いたします。

●契約解除

都道府県名	コード番号	契約健診(医療)機関名称	所在地	電話番号	契約解除日
栃木	09009	医療法人 光風会 光南健診クリニック	小山市喜沢 1475	0285-32-7132	令和6年4月1日
東京	13417	医療法人社団 心和会 江東健診クリニック	江東区亀戸 6-41-10 江東メディカルタワー	03-5858-8850	令和5年12月30日
愛媛	38002	社会医療法人 石川記念会 H I T O病院	四国中央市上分町 788-1	0896-58-8300	令和6年4月1日

2.「脳検査」契約健診(医療)機関に契約解除がありましたのでご案内いたします。

●契約解除

都道府県名	契約健診(医療)機関名称	所在地	電話番号	契約解除日
香川	医療法人社団 重仁 まるがめ医療センター	丸亀市津森町219番地	0877-24-8300	令和6年4月1日

今月の表紙

Y.Iさん

満開薄墨桜 (栃木県:下野市)



大きくそびえ立つ桜が美しく、晴天にも恵まれてとても良い撮影ができました。
この薄墨桜の美しさは、カメラには抑えきれないくらい見事な桜でした。

東京実業健康保険組合 令和6年1月分 事業月報

	[事業所数].....	2,993 件
	[被保険者数].....	318,125 人
	男.....	153,680 人
	女.....	164,445 人
	[平均標準報酬月額].....	325,214 円
	男.....	380,105 円
	女.....	273,916 円
	[保険料調定額]...	15,270,642,042 円
	[支出総額]...	11,505,301,472 円
	[法定給付].....	5,958,650,564 円
	[付加給付].....	115,036,300 円
	[拠出金等].....	4,798,258,000 円
	[その他].....	633,356,608 円